

江田島市教育委員会会議録

平成27年5月18日（月）平成27年第7回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 301 会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	10時10分

2 出席委員

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	柳川政憲
委員	今井絵里子
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	畠藤邦子
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	木場久仁子

4 事務局

学校教育課

課長補佐	田原留美子
主任	竹本益美

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第16号 江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の一部を改正する告示案について
- (4) 議案第17号 平成27年度全国学力・学習状況調査における結果公表について

- (5) 議案第 18 号 平成 28 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (6) 承認第 11 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (7) その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただいまから第 7 回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただいまの出席委員は 5 名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、承認第 11 号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

それでは、日程第 1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、樋上委員をお願いします。

○ 三島委員長

日程第3、議案第16号「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の一部を改正する告示案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

3ページをお開きください。

議案第16号「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の一部を改正する告示案について」の提案理由を説明します。

認定こども園の設置に伴い、現行告示の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま、議題となっております、議案第16号「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の一部を改正する告示案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

認定こども園の設置に伴い、現行要綱の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページが改正条文、5ページが新旧対照表となっております。

5ページをお開きください。

「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の一部を改正する告示案」新旧対照表で説明します。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部について改正するものです。

4ページにお戻りください。

附則として、この告示は平成27年5月22日から施行し、改正後の江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の規定は、平成27年4月1日から適用するとしています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

- 樋上委員
要綱の別表の中に幼稚園とあるのは、今後、幼稚園ができるかもしれないということで定めているのですか。

- 教育次長
現在、公立の幼稚園はありませんが、今後、私立の幼稚園ができるかもしれないということで、要綱に定めています。

- 三島委員長
他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

- 三島委員長
それでは、本件の審議を終わります。
採決に移ります。議案第 16 号「江田島市教育関係施設使用料の減免に関する要綱の一部を改正する告示案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

- 三島委員長
全員異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 三島委員長
日程第 4、議案第 17 号「平成 27 年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」を議題とします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 塚田教育長
7 ページをお開きください。
議案第 17 号「平成 27 年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」の提案理由を説明します。
平成 27 年度全国学力・学習状況調査における結果公表の在り方についての基本方針を定めるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 4 号) 第 2 条第 1 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。
内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

- 学校教育課長
ただいま、議題となっております、議案第 17 号「平成 27 年度全国学力・学習状況調査

における結果公表について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

8ページをご覧ください。

8ページでは、2点についてまとめています。

1点目は、全国学力・学習状況調査に関する実施要領についてです。平成26年度及び平成27年度に文部科学省が示した実施要領について、それぞれ、表にまとめております。

平成27年度の欄をご覧ください。下線部分が昨年度と違うところですが、公表に関して、大きな変更点はありません。

2点目は、平成27年度の江田島市教育委員会の方針で、3つあります。

(1)として、県教育委員会が市町別結果を公表することに同意します。

(2)として、学校全体の結果は公表しますが、学校別結果は公表しません。

(3)として、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表します。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も示します。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 塚田教育長

9ページ、10ページは昨年度の資料ですか。

○ 学校教育課長

はい、昨年度の資料を添付しています。

○ 三島委員長

他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第17号「平成27年度全国学力・学習状況調査における結果公表について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第5，議案第18号「平成28年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

11 ページをお開きください。

議案第18号「平成28年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」の提案理由を説明します。

平成28年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関し、基本方針を定める必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第9号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております議案第18号「平成28年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」の内容についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

12 ページをお開きください。

この基本方針につきましては、平成28年度に市内の小中学校の通常学級で使用する教科用図書の採択基本方針と、小中学校の特別支援学級における教科用図書の採択基本方針の2つについて定めるものでございます。

内容について説明いたします。

1 採択の基本方針でございます。

(1)は、採択の基本について示しております。(2)は、適正かつ公正な採択の確保について示しております。(3)は、開かれた採択の推進として、公表する内容について定めております。

続いて、13 ページをお開きください。

2 方法、組織及び手続きでございます。

(1)中学校用教科用図書については、採択組織として、(ア)と(イ)をお示しております。(ア)は、選定委員会、(イ)は調査員とし、その役割等を定めています。

(2)小学校用教科用図書については、原則、平成26年度に採択した教科用図書と同一のものを採択するとしております。

(3)は学校教育法附則第9条の規定による教科用図書についてでございます。

この学校教育法附則第9条の規定によるということでございますが、これは、特別支

援学級の教科用図書の規定です。

アで教科用図書の選定について、イで各学校が教科用図書を種目ごとに選定し、選定理由書を教育委員会に提出することについて定めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第 18 号「平成 28 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第 6，承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了しました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題集計について
- (2) 学校と警察の相互連絡制度の導入について
- (3) 学校給食異物混入について

次の教育委員会会議は 6 月 15 日（月） 9 時 30 分から大柿公民館大会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員